作成例（規約）

〇〇自治会規約

第１章　総則

（名称）

1. 本会は、〇〇自治会と称する。

（区域）

1. 本会の区域は、四條畷市〇〇から〇〇までの区域とする。

（目的）

1. 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
2. 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡及び調整に関すること。
3. 美化・掃除等区域内の環境の整備に関すること。
4. 夜回り活動等区域内の防犯に関すること。
5. 〇〇

（主たる事務所）

1. 本会の主たる事務所は、四條畷市〇〇に置く。

第２章　会員

（会員）

1. 本会の会員は、第２条に定める区域に住所を有する個人とする。

（入会）

1. 第２条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込みがあった場合、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（退会）

1. 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。
	1. 第２条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
	2. 本人から退会届が会長に提出された場合
	3. 〇〇

第３章　役員

（役員の種別）

1. 本会に、次の役員を置く。
2. 会長　一名
3. 副会長　〇〇名
4. 会計　〇〇名
5. 庶務　〇〇名
6. 監事　〇〇名
7. 〇〇　〇〇名

（役員の選任）

1. 役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　会長、副会長及びその他の役員は、監事を兼ねることをできない。

（役員の職務）

1. 会長は本会を代表し、会務の全般を統括管理する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

３　会計は〇〇する。

４　庶務は〇〇する。

５　監事は次に掲げる業務を行う。

* 1. 監事は本会の会計及び資産の状況を監査すること。
	2. 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
	3. 〇〇

６　〇〇は〇〇する。

（役員の任期）

1. 役員の任期は、〇〇年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の構成）

1. 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第１３条　総会は本会の最高意思決定機関であり、本会の運営に関する事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認その他重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第１４条　総会は、毎年〇〇月に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催できる。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 会員の〇〇分の〇〇以上から請求があったとき
3. 監事から開催の請求があったとき
4. 〇〇

（総会の招集）

第１５条　総会は、会長が招集する。

２　会長は前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、〇〇日前までに、会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（総会の議長）

第１６条　総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第１７条　総会は、総会員数の〇〇の出席により、成立する。

（総会の議決）

第１８条　総会の議決は、出席した会員の〇〇をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

（会員の表決権）

第１９条　会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。

（総会の書面表決等）

第２０条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決、他の会員を代理人として表決を委任又は電磁的方法による表決をすることができる。

２　前項の場合における第１７条及び第１８条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第２１条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

１．日時及び場所

２．会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

３．開催目的、審議事項及び議決事項

* 1. 議事の経過の概要及びその結果
	2. 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名をしなければならない。

第５章　資産及び会計

（総会の構成）

第２２条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録記載の資産
2. 会費
3. 活動に伴う収入
4. 〇〇

（資産の管理）

第２３条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は別に定める。

（資産の処分）

第２４条　本会の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇〇以上の議決を要する。

（事業計画及び予算）

第２５条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第２６条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３か月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第２７条　本会の会計年度は、毎年〇〇月〇〇日に始まり、△△月△△日に終わる。

第６章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第２８条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、四條畷市長の認可を受けなければ変更することができない。

（解散）

第２９条　本会は、破産手続開始の決定、認可の取消し、総会の決議及び構成員の欠亡の場合により解散する。

２　総会の決議に基づき解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第３０条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第７章　雑則

（備付けの帳簿及び書類）

第３１条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類とその他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第３２条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則

１　この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。